

# 金属類

※当日朝8時30分までにもえるごみステーションに出してください。  
(自己搬入は御石ヶ沢清掃工場へ)

●容量が、18リットル(1斗カン)より大きいカンは「金属類」です。

●カン・びんの金属製のキャップ及び金属製のプルトップ式のふたは「金属類」です。

●ファンヒーター、石油ストーブは必ず灯油、電池を除いてから出してください。清掃車や清掃工場**で爆発する恐れ**があります。

**灯油、電池が残っているものは、回収できません。**

※FF式ファンヒーター・オイルヒーターは「粗大ごみ」です。

●電池を使用している製品は**電池を除いてから**出してください。

●電気製品のコード類は「金属類」または「使用済小型家電」です。できるかぎり**コード類は切り離して**出してください。

●傘は、布、ビニールとほねに分けてください。  
(布・ビニールは「もえるごみ」、ほねは「金属類」)

●ファイル・バインダーは金属部分を取り外してください。

(プラスチック・紙は「もえるごみ」、金具は「金属類」)

●刃物類は紙にくるんで**“刃物”と表示して**出してください。

●カミソリ・針・クギは、ふた付きの空き缶に入れて閉じ、**中身を表示し「金属類」**で出してください。

●家電に使用されている小型充電式電池(ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池)は小型家電回収ボックスに入れてください。(→P19)

※消火器・自動車部品(チェーン等)・廃建材類・家電4品目などの、市では収集・処理できない金属類は、14ページの表でご確認の上、処理をしてください。

ファンヒーター 石油ストーブ

ガス台

電池、ガスカートリッジ(カセットコンロの場合)を抜く

※電池は「われもの類」または「拠点回収」、ガスカートリッジは「カン」

傘 (ほね部分)	ミキサー (ガラス部分はわれもの類)	鍋・ヤカン (ホーロー製品を含む)	掃除機	電子レンジ	アイロン
温水洗浄便座	扇風機	照明器具の金属部分	温水洗浄便座	ポット	水筒・タンブラー
刃物類	ゴルフバッグ・クラブ	金属製衣装缶	卓上ミシン	幼児用三輪車	ファイル・バインダー (金属部分)
カミソリ・針・クギ	角ハンガー (一部でも金属使用を含む)	金属製ハンガー	物干ざお	チャイルドシート	サマーベッド

(金属でも小型家電でも出せるもの)

LED電球 (プラスチック製)	DVD・ビデオデッキ	電話機	ドライヤー	時計	電気製品等のコード類
-----------------	------------	-----	-------	----	------------

※ガラス製はわれもの類